

湯沢市稼ぐ畜産経営体ステップアップ応援事業費補助金交付要綱

令和 8 年 4 月 28 日

告示第 74 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、湯沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成 17 年湯沢市規則第 50 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、稼ぐ畜産経営体ステップアップ応援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に
関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、意欲ある畜産経営体の規模拡大と経営体質強化に必要な機械・施設・素畜等の整備に要する経費の一部を補助することにより、持続的な生産基盤を確立し、収益力を向上させることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この告示における用語の意義は、稼ぐ畜産経営体ステップアップ応援事業実施要領（令和 8 年 4 月 1 日付け畜産－162 秋田県農林水産部長通知。以下「県要領」という。）において使用する用語の例による。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、県要領別紙 1 の第 1 又は別紙 2 の第 1 に規定する事業とする。

(補助対象者)

第 5 条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する者で、補助対象事業の事業実施主体とし、県要領別紙 1 の第 3 の 2 又は別紙 2 の第 3 の 1 による事業実施計画の承認を受けた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

(1) 市税に滞納がある者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、関与する等の関わりを持つ者

(補助対象経費)

第 6 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、県要領別紙 1 の第 4 の 1 の (1) 又は別紙 2 の第 4 の 1 の (1) に規定する経費

(消費税及び地方消費税を含まない。)とする。

(補助率及び補助金の額)

第7条 補助金の額は、次の各号に掲げる額の合計額を上限に予算の範囲内で交付する。

(1) 県負担分 補助対象経費に県要領別紙1の第4の1の(1)又は別紙2の第4の1の(1)に定める補助率を乗じて得た額。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(2) 市負担分 補助対象経費に12分の1を乗じて得た額。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業実施計画(変更)承認通知書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(事業実施状況報告)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業の実施年度から4年間、各年度における事業の実施状況を、事業実施状況報告書(事業実施主体)(県要領様式1-1)及び事業実施状況(県要領様式2-1)により当該年度の3月末日までに市長に報告するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月28日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(この告示の見直し)

2 この告示は、県要領の見直しの状況等に応じて必要な見直しを行うものとする。

(この告示の失効)

3 この告示は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付された補助金については、第9条の規定は、同日以後もなおその効力を有する。